

## 成蹊大学図書館利用者の遵守事項に関する内規

制 定 2019年1月29日  
図 書 館 委 員 会

(趣旨)

**第1条** この内規は、成蹊大学図書館利用規則第16条の規定に基づき、成蹊大学図書館（以下「図書館」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が遵守すべき事項を定める。

(遵守事項)

**第2条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館内の資料、備品、施設等を損傷しないように丁重に扱うこと。
- (2) 静粛且つ清潔な図書館環境を保つよう努めること。

(禁止事項)

**第3条** 利用者は、前条各号に定める事項を遵守するため、次に掲げる行為を図書館内で行ってはならない。

- (1) 本人以外の教職員証、学生証若しくは利用証等を用いての入館や貸出し、施設の利用
- (2) 貸出しの手続を経ない資料の館外への持ち出し
- (3) 資料の隠匿又は資料の毀損
- (4) 貸出しを受けた資料の第三者への転貸し（又貸し）
- (5) 詭計の試み
- (6) 調査、研究、読書等を目的としない閲覧席を占有する行為
- (7) 荷物による閲覧席の占有
- (8) 資料、備品、私物等を放置する行為等の図書館の風紀を乱す行為
- (9) 飲食、喫煙、通話、撮影等の他の利用者の迷惑となる行為
- (10) 他の利用者や図書館内の施設等に危害を及ぼす恐れのある物の持ち込み
- (11) 著作権法その他の法令、規則等に違反する行為
- (12) 図書館による事前許可の無い勧誘、演説、掲示、広告、配布等の行為
- (13) 特別な対応を要求する等の図書館職員の業務を妨げる行為
- (14) 乱暴な言動を用いる等の図書館職員及び利用者に不快感を与え、又は危害を加える可能性のある行為（電話等における行為を含む。）
- (15) その他利用者として不適切であると図書館職員が認める行為

2 前項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(検査)

**第4条** 利用者は、図書館職員が第3条に違反又は違反する恐れがあると判断した場合には、身分証の確認、手荷物の検査等の図書館職員の指示に従わなければならない。

(罰則)

**第5条** 図書館長は、前3条の事項に違反した利用者に対して、成蹊大学図書館利用規則第17条に基づき、利用制限、利用停止その他必要な措置を講じることができる。

(内規の改廃)

**第6条** この内規の改廃は、図書館委員会の議を経なければならない。

附 則

この内規は、2019年4月1日から施行する。